

旭川市共同墓のご利用をお考えの皆様へ

1 ご家族やご親族と、十分にご相談してください

共同墓は、墓地や納骨堂等と異なった特徴を持つ施設です。その特徴をご理解いただき、ご家族やご親族と十分に相談した上で、使用申請の手続きを行いますようお願いいたします。

2 収蔵後に遺骨を取り出すことはできません

共同墓は、遺骨を専用の納骨袋に納めてから、直接収蔵する施設です。骨箱や骨壺での個別保管は行いません。共同墓に収蔵したあとは、他の遺骨と混在するため、二度と取り出すことはできません。

3 急がなくても使用できます

共同墓の収蔵予定数は1万體(50年の使用を計画)であり、急がなくても使用できる数を確保しています。また、生前に共同墓の使用を予約することはできません。ご自身が共同墓の使用を希望される場合には、その意思をご親族等と共有し、亡くなられた後にご遺族が使用申請の手続きを行うこととなります。

4 共同墓の使用料は1度のみで、管理料等は不要です

共同墓の使用料は、遺骨1體につき26,000円です。(近隣8町の方の場合は39,000円)一度納めた使用料は返還できませんのでご注意ください。

5 納骨は夏期に行っています

共同墓への納骨は、5月から10月までの友引日を基本に設定しています。冬期間は積雪により、納骨及びお参りはできませんのでご注意ください。

お問合せ先

旭川市 市民生活部 市民生活課 市民生活係 (総合庁舎1階)
電話番号 0166-25-5150 (直通)
E-mail shiminseikatsu@city.asahikawa.lg.jp

旭川市共同墓のご案内

“旭川市共同墓”は、旭川市にご縁のある方のご遺骨を共同で納めるお墓で、平成30年9月10日に供用を開始しました。故人を偲び、先人を敬う、憩いと安らぎを感じられるような施設となるよう、彫刻家 寺田栄氏によるモニュメント・献花台を設置した公園風のデザインとしています。



1 共同墓の概要

- 旭川市共同墓は、市営の火葬場である旭川聖苑の敷地内にあります。
- 共同墓の収蔵可能数は1万體です。
- お骨を納めるカロートは植栽や緑に囲まれ、十勝岳連邦を望むことができる施設となっています。
- カロート前には彫刻家寺田栄氏制作によるモニュメントや献花台のほか、公園のような園路やベンチを設置するなど、誰でも気軽に集えるようなデザインとなっています。

2 使用できる方の要件

次のいずれかに該当する方が使用できます。

- 申請する方が旭川市民又は近隣8町^(*)にお住まいの方
- 亡くなった方(納める遺骨)が旭川市民又は近隣8町^(*)に過去(生前)にお住まいであった方
- 市営墓地に埋蔵された遺骨を共同墓へ納骨し、その墓地を本市に返還する方

^(*)近隣8町 ~ 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町のことで。

3 使用料

遺骨1體につき26,000円です。ただし申請する方や亡くなった方がいずれも近隣8町の場合には1體につき39,000円になります。使用料の納付は1度のみであり、その後の管理料等は不要です。また、一度納めた使用料は返還できませんのでご注意ください。

4 申請から収蔵までの流れ

① 使用許可申請書の提出と納骨希望日の確認

『共同墓使用許可申請書』のほか、次の書類が必要になります。

ア 自宅で遺骨を保管している場合

- 申請者の住民票（本籍記載のもの）
- ★ 火葬許可証

イ 旭川市内の墓地・納骨堂等で保管している場合

- 申請者の住民票（本籍記載のもの）
- ★ 収蔵証明書
- ★ 改葬許可申請書

ウ 旭川市外の墓地・納骨堂等で保管している場合

- 申請者の住民票（本籍記載のもの）
- ★ 自治体が発行する改葬許可証

※ 共同墓の使用許可申請者と★の申請者が異なる場合には、承諾書や遺骨と共同墓の使用許可申請者との関係がわかる戸籍等の書類が必要となる場合があります。

※ 書類等に関してご不明な点がございましたらご相談ください。

② 使用料の納付

旭川市から共同墓使用料の「納付書」が郵送されます。
お近くの金融機関、郵便局等にて期限までにお支払いください。

③ 使用許可証等の交付

使用料の納付が確認できましたら、共同墓の使用許可証や専用の納骨袋（紙製・布製）、納骨日の通知書を送付します。

④ 納骨までの準備

旭川市から送付された専用の納骨袋に遺骨を移してください。

- ・まず紙製の納骨袋に遺骨を移します。
- ・次に、紙製の袋を布製の袋に入れて紐を閉じてください。

※ 遺骨以外の副葬品（位牌や写真等）は納骨できません。

※ 骨箱や骨壺等について、旭川市での処分を希望される場合には、納骨時にご持参ください。

⑤ 共同墓への納骨

ア 通知した納骨日時に、直接お越しください。

イ 納骨時に必要なもの

- ・ 納骨袋に納めた遺骨
- ・ 共同墓使用許可証
- ・ 骨壺や骨箱、骨箱カバー等（市での処分を希望する場合）

ウ 納骨の時間は10分から20分程度を予定しております。

エ 市の担当者が立会し、納骨は使用許可申請者等が行います。

オ 市では宗教的な儀式は行いませんが、ご遺族が行うことは可能です。

カ 持参した供花、供物、燭台、線香立て等を置くことはできますが、納骨終了後はお持ち帰りいただきます。

キ 悪天候等により、納骨日を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

5 その他

旭川市共同墓では、遺骨の氏名等の情報が、旭川聖苑附帯施設内に設置した情報端末で検索することができます。使用許可申請の際に希望の有無を確認します。詳しくは、問合せ先にご相談ください。

6 旭川市共同墓までのアクセス

(1) 自家用車利用の場合

・ 旭川駅から東へ約10km進むと、火葬場である旭川聖苑（旭川市東旭川町倉沼62番地33）があり、その敷地内に旭川市共同墓があります。旭川聖苑の駐車場をご利用ください。

(2) 公共交通機関利用の場合

・ 旭川駅前バスタッチ6番のりばから、41番・47番旭山動物園線に乗車します。

ア 「旭山公園入口」で降車後、南へ約2.4km（徒歩で約30～40分）

イ 終点「旭山動物園」まで行き、その後タクシーで旭川聖苑まで。

